

介護保険 負担限度額認定申請のご案内

下記の交付要件に該当する方は、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用したときの食費・部屋代の負担が軽減されます。

1 認定証の交付要件について

- ①市町村民税非課税世帯
- ②配偶者（世帯分離している配偶者を含む）が非課税
- ③預貯金等の金額が第1段階は1,000万円（夫婦2,000万円）以下、第2段階は650万円（夫婦1,650万円）以下、第3段階①は550万円（夫婦1,550万円）以下、第3段階②は500万円（夫婦1,500万円）以下

※令和3年8月より預貯金等の上限が変更となりましたのでご注意下さい。

2 申請に必要な書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書（両面印刷）
 - ② 通帳（普通・定期）の写し（本人名義になっている通帳すべて）
 - ③ 個人番号の確認書類等※（個人番号通知書、マイナンバーカード等）※提出不可能の場合、省略可。
 - ④ 非課税年金（遺族年金・障害年金）を受給している方は、年間の受給額が分かる書類（年金の通知書等）
- ※その他必要に応じて、追加で書類の提出をお願いする可能性があります。

通帳の写し等について

- ・預貯金等が該当段階上限額以下であることを確認するために通帳の写し等の提出が必要となります。（負債がある方は預貯金等の額から差し引き計算しますので確認できる書類をお持ちください。）
- ・配偶者がいる場合には、配偶者の名義になっているすべての通帳の写しも提出してください。
- ・可能な限り裏面に申請者本人の被保険者番号・氏名を記載してください。
- ・直近2か月間の取引を確認したいため、必ず記帳してきてください。

◆◆◆預貯金等に含まれるもの◆◆◆

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の「銀行名・支店・口座番号・名義のわかるページ」と「直近2か月間の取引が確認できる記帳ページ」の写し ※年金受給者は年金受取口座について必ず提出してください。
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社等の口座の「社名、銀行名・口座番号・名義のわかるページ」と「直近2か月間の取引が確認できる記帳ページの写し」
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の通帳の「銀行名・支店・口座番号・名義のわかるページ」と「直近2か月間の取引が確認できる記帳ページ」の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の「銀行名・支店・口座番号・名義のわかるページ」と「直近2か月間の取引が確認できる記帳ページ」の写し
その他現金等	自己申告

※負債（借入金・住宅ローン等）がある場合は、借用証書などのコピーを添付してください。

◆◆◆預貯金等に含まれないもの◆◆◆

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
- ・絵画、骨とう品、家財など

◆◆◆配偶者が市外に住んでいる場合◆◆◆

- ・申請日時点で配偶者が市外に住んでいる場合は、配偶者の「非課税証明書」を添付してください。（下田市で課税状況が把握できないため）

負担限度額認定に係る注意点

市県民税または所得税の申告で、申告漏れの所得がないことを確認してください。

虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

3 申請書の記入方法

別添の記入例を参考に記入してください。

4 提出方法

下記のどちらかの方法で提出してください。

- ①下田市役所 市民保健課 介護保険係（西館1階4番窓口）に持参
- ②下記問合せ先に郵送

（問合せ先）
〒415-8501
静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
下田市役所市民保健課介護保険係
TEL 0558-22-2077（直通）